

日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンク事業実施要綱

日出町教育委員会

（目的）

第1条 この要綱は、日出町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）に関する事業（以下「人材バンク事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、専門的な技術・指導力を有する地域人材の指導者への登用を図り、もって日出町立中学校の部活動の充実、教職員の負担軽減、円滑な部活動の地域展開等を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）部活動

中学校の教育計画に基づき、学校の判断により設置及び運営が行われる教育課程外の活動という。

（2）地域クラブ活動

生徒のスポーツ又は文化芸術活動の場として、学校と地域との連携及び協働により整備されたクラブ活動という。

（3）部活動の地域展開

学校、地域及び町が連携及び協働の下、部活動を地域クラブ活動に展開することをいう。

（人材バンク事業）

第3条 教育委員会は、人材バンク事業として次に掲げる事項を行うものとする。

（1）指導者人材の募集及び人材バンクへの登録に関すること。

（2）指導者人材に関する情報の提供に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、第1条に掲げる人材バンク事業の目的の達成に必要な事項に関すること。

（登録対象者）

第4条 人材バンクへの登録の対象となる者は、指導しようとするスポーツ・文化活動に係る専門的な知識、技術及び指導力を有する18歳以上の者（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する高等学校その他これに類する学校に在学する者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する免許状を授与された経験がある者。ただし、同法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効したものは除く。

（2）公益財団法人日本スポーツ協会等が認定する指導者資格を有する者

（3）部活動、地域クラブ活動その他スポーツ又は文化芸術に関する団体（以下「スポーツ・文化芸術団体」という。）で指導経験がある者

（4）日出町立中学校長又はスポーツ・文化芸術団体の長から推薦を受けた者

（5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が人材バンクの登録が適当と認める者

(登録等)

第5条 部活動又は地域クラブ活動で指導を希望する者は、人材バンクに登録しなければならない。

2 人材バンクへの登録を希望する者は、日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンク登録申込書(様式第1号。以下「登録申込書」という。)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により登録申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、登録申込書を提出した者を人材バンクに登録するものとし、不適当であると認めたときは、その理由を付し登録しない旨を通知することとする。

4 前項の規定により人材バンクに登録したときは、当該登録された者(以下「登録者」という。)に対し日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンク登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

5 人材バンクの登録期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、当該登録事項に変更があったときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(登録の更新)

第7条 登録を更新しようとする登録者は、その登録期間が終了する前に登録申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による登録の更新の場合において準用する。

(登録の抹消)

第8条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録者の登録を抹消することができる。

(1) 登録者が登録の抹消を申し出たとき。

(2) 登録者の申請内容に虚偽があったとき。

(3) 教育委員会が、登録者が部活動及び地域クラブ活動の指導者としてふさわしくないと認めたとき。

(4) 前条第1項の規定による登録の更新を行わなかったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録者の登録を抹消したときは、当該登録者に対し文書によりその旨を通知する。

(情報の提供)

第9条 教育委員会は、学校、地域クラブ活動その他スポーツ・文化芸術団体の要請に応じて、登録者が人材バンクに登録した情報を当該登録者の同意を得た範囲において、その情報を提供することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 この要綱は、公示の日から施行する。

年 月 日

日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンク登録申込書

日出町教育委員会 御中

(かな)
申請者 氏名

住所

日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンクへの登録を申し込みます。

申 込 の 種 類	新規 ・ 更新 ・ 変更 (いずれか○で囲む)		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	職業	
電 話 番 号	— —	e-mail	@
指 導 可 能 種 目	種目	資格	
該 当 要 件 ※当てはまるもの全てに✓	☐ (1) 教員免許を授与された経験がある ☐ (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、又は各競技団体や関係団体が認定する指導者資格を取得している ☐ (3) 部活動、地域クラブ活動、その他スポーツ・文化芸術団体等で指導経験がある ☐ (4) 中学校長やスポーツ・文化芸術団体の長から推薦を受けている (※下記 推薦者欄に記入が必要) ☐ (5) その他 ()		
指導可能 曜日・時間 ○で囲む 又は 記入	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 時間 ～	土 ・ 日 時間 ～	祝日 時間 ～
経 歴	(自己活動歴) 種目・所属・期間など		
	(指導歴) 種目・学校・対象者・期間など		
備 考			

【日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンク設置要綱第 4 条第 4 号による推薦】

_____氏を人材バンク登録に推薦します。

団体名 _____代表者名 _____

年 月 日

様

日出町教育委員会

日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンク登録通知書

日出町中学校スポーツ・文化芸術活動等に係る指導者人材バンクに下記の内容で登録しましたので通知します。

申 込 の 種 類	新規 ・ 更新 ・ 変更	登録日	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	職業	
電 話 番 号	— —	e-mail @	
指 導 可 能 種 目	種目	資格	
該 当 要 件			
指 導 可 能 曜 日 ・ 時 間			
登 録 期 間			
備 考			